

議案第 66 号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
号給			
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7

2 0	1	4	8
2 1	1	5	9
2 2	1	6	1 0
2 3	1	7	1 1
2 4	1	8	1 2
2 5	1	9	1 3
2 6	1	1 0	1 4
2 7	1	1 1	1 5
2 8	1	1 2	1 6
2 9	1	1 3	1 7
3 0	1	1 4	1 8
3 1	1	1 5	1 9
3 2	1	1 6	2 0
3 3	1	1 7	2 1
3 4	1	1 8	2 2
3 5	1	1 9	2 3
3 6	1	2 0	2 4
3 7	1	2 1	2 5
3 8	1	2 2	2 6
3 9	1	2 3	2 7
4 0	1	2 4	2 8
4 1	1	2 5	2 9
4 2	2	2 6	3 0
4 3	3	2 7	3 1
4 4	4	2 8	3 2
4 5	5	2 9	3 3
4 6	6	3 0	3 4

4 7	7	3 1	3 5
4 8	8	3 2	3 6
4 9	9	3 3	3 7
5 0	1 0	3 4	3 8
5 1	1 1	3 5	3 9
5 2	1 2	3 6	4 0
5 3	1 3	3 7	4 1
5 4	1 4	3 7	4 1
5 5	1 5	3 8	4 2
5 6	1 6	3 8	4 2
5 7	1 7	3 9	4 3
5 8	1 8	3 9	4 3
5 9	1 9	4 0	4 4
6 0	2 0	4 0	4 4
6 1	2 1	4 1	4 5
6 2	2 2	4 2	4 6
6 3	2 3	4 3	4 7
6 4	2 4	4 4	4 8
6 5	2 5	4 5	4 9
6 6	2 6	4 6	4 9
6 7	2 7	4 7	5 0
6 8	2 8	4 8	5 0
6 9	2 9	4 9	5 1
7 0	3 0	4 9	5 1
7 1	3 1	5 0	5 2
7 2	3 2	5 0	5 2
7 3	3 3	5 1	5 3

7 4	3 4	5 1	5 4
7 5	3 5	5 2	5 5
7 6	3 6	5 2	5 6
7 7	3 7	5 3	5 7
7 8	3 8	5 4	5 8
7 9	3 9	5 5	5 9
8 0	4 0	5 6	6 0
8 1	4 1	5 7	6 1
8 2	4 2	5 7	6 2
8 3	4 3	5 8	6 3
8 4	4 4	5 8	6 4
8 5	4 5	5 9	6 5
8 6	4 6	5 9	6 6
8 7	4 7	6 0	6 7
8 8	4 8	6 0	6 8
8 9	4 9	6 1	6 9
9 0	5 0	6 2	6 9
9 1	5 1	6 3	7 0
9 2	5 2	6 4	7 0
9 3	5 3	6 5	7 1
9 4	5 4	6 6	7 1
9 5	5 5	6 7	7 2
9 6	5 6	6 8	7 2
9 7	5 7	6 9	7 3
9 8	5 8	6 9	7 4
9 9	5 9	7 0	7 5
1 0 0	6 0	7 0	7 6

1 0 1	6 1	7 1	7 7
1 0 2	6 1	7 1	7 8
1 0 3	6 2	7 2	7 9
1 0 4	6 2	7 2	8 0
1 0 5	6 3	7 3	8 1
1 0 6	6 3	7 4	8 2
1 0 7	6 4	7 5	8 3
1 0 8	6 4	7 6	8 4
1 0 9	6 5	7 7	8 5
1 1 0	6 5	7 8	8 5
1 1 1	6 6	7 9	8 6
1 1 2	6 6	8 0	8 6
1 1 3	6 7	8 1	8 7
1 1 4	6 7	8 2	
1 1 5	6 8	8 3	
1 1 6	6 8	8 4	
1 1 7	6 9	8 5	
1 1 8	6 9	8 6	
1 1 9	7 0	8 7	
1 2 0	7 0	8 8	
1 2 1	7 1	8 9	
1 2 2	7 1	8 9	
1 2 3	7 2	9 0	
1 2 4	7 2	9 0	
1 2 5	7 3	9 1	
1 2 6	7 3	9 1	
1 2 7	7 4	9 2	

1 2 8	7 4	9 2	
1 2 9	7 5	9 3	
1 3 0	7 5		
1 3 1	7 6		
1 3 2	7 6		
1 3 3	7 7		
1 3 4	7 7		
1 3 5	7 8		
1 3 6	7 8		
1 3 7	7 9		
1 3 8	7 9		
1 3 9	8 0		
1 4 0	8 0		
1 4 1	8 1		
1 4 2	8 1		
1 4 3	8 2		
1 4 4	8 2		
1 4 5	8 3		
1 4 6	8 3		
1 4 7	8 4		
1 4 8	8 4		
1 4 9	8 5		
1 5 0	8 5		
1 5 1	8 6		
1 5 2	8 6		
1 5 3	8 7		
1 5 4	8 7		

1 5 5	8 8		
1 5 6	8 8		
1 5 7	8 9		
1 5 8	9 0		
1 5 9	9 1		
1 6 0	9 2		
1 6 1	9 3		
1 6 2	9 3		
1 6 3	9 4		
1 6 4	9 4		
1 6 5	9 5		
1 6 6	9 5		
1 6 7	9 6		
1 6 8	9 6		
1 6 9	9 7		

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）
 新旧対照表

改正案				現 行			
別表第3 昇格時対応号給表				別表第3 昇格時対応号給表			
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級		2級	3級	4級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	2	1	1	1
3	1	1	1	3	1	1	1
4	1	1	1	4	1	1	1
5	1	1	1	5	1	1	1
6	1	1	1	6	1	1	1
7	1	1	1	7	1	1	1
8	1	1	1	8	1	1	1
9	1	1	1	9	1	1	1
10	1	1	1	10	1	1	1
11	1	1	1	11	1	1	1
12	1	1	1	12	1	1	1
13	1	1	1	13	1	1	1
14	1	1	2	14	1	1	2
15	1	1	3	15	1	1	3
16	1	1	4	16	1	1	4
17	1	1	5	17	1	1	5
18	1	2	6	18	1	2	6
19	1	3	7	19	1	3	7
20	1	4	8	20	1	4	8
21	1	5	9	21	1	5	9
22	1	6	10	22	1	6	10
23	1	7	11	23	1	7	11
24	1	8	12	24	1	8	12
25	1	9	13	25	1	9	13
26	1	10	14	26	1	10	14
27	1	11	15	27	1	11	15
28	1	12	16	28	1	12	16
29	1	13	17	29	1	13	17
30	1	14	18	30	1	14	18

3 1	1	1 5	1 9	3 1	1	1 5	1 9
3 2	1	1 6	2 0	3 2	1	1 6	2 0
3 3	1	1 7	2 1	3 3	1	1 7	2 1
3 4	1	1 8	2 2	3 4	1	1 8	2 2
3 5	1	1 9	2 3	3 5	1	1 9	2 3
3 6	1	2 0	2 4	3 6	1	2 0	2 4
3 7	1	2 1	2 5	3 7	1	2 1	2 5
3 8	1	2 2	2 6	3 8	1	2 2	2 6
3 9	1	2 3	2 7	3 9	1	2 3	2 7
4 0	1	2 4	2 8	4 0	1	2 4	2 8
4 1	1	2 5	2 9	4 1	1	2 5	2 9
4 2	2	2 6	3 0	4 2	2	2 6	3 0
4 3	3	2 7	3 1	4 3	3	2 7	3 1
4 4	4	2 8	3 2	4 4	4	2 8	3 2
4 5	5	2 9	3 3	4 5	5	2 9	3 3
4 6	6	3 0	3 4	4 6	6	3 0	3 4
4 7	7	3 1	3 5	4 7	7	3 1	3 5
4 8	8	3 2	3 6	4 8	8	3 2	3 6
4 9	9	3 3	3 7	4 9	9	3 3	3 7
5 0	1 0	3 4	3 8	5 0	1 0	3 4	3 8
5 1	1 1	3 5	3 9	5 1	1 1	3 5	3 9
5 2	1 2	3 6	4 0	5 2	1 2	3 6	4 0
5 3	1 3	3 7	4 1	5 3	1 3	3 7	4 1
5 4	1 4	3 7	4 1	5 4	1 4	3 8	4 2
5 5	1 5	3 8	4 2	5 5	1 5	3 9	4 3
5 6	1 6	3 8	4 2	5 6	1 6	4 0	4 4
5 7	1 7	3 9	4 3	5 7	1 7	4 1	4 5
5 8	1 8	3 9	4 3	5 8	1 8	4 1	4 5
5 9	1 9	4 0	4 4	5 9	1 9	4 2	4 6
6 0	2 0	4 0	4 4	6 0	2 0	4 2	4 6
6 1	2 1	4 1	4 5	6 1	2 1	4 3	4 7
6 2	2 2	4 2	4 6	6 2	2 2	4 3	4 7
6 3	2 3	4 3	4 7	6 3	2 3	4 4	4 8
6 4	2 4	4 4	4 8	6 4	2 4	4 4	4 8
6 5	2 5	4 5	4 9	6 5	2 5	4 5	4 9
6 6	2 6	4 6	4 9	6 6	2 6	4 6	5 0
6 7	2 7	4 7	5 0	6 7	2 7	4 7	5 1
6 8	2 8	4 8	5 0	6 8	2 8	4 8	5 2
6 9	2 9	4 9	5 1	6 9	2 9	4 9	5 3
7 0	3 0	4 9	5 1	7 0	3 0	4 9	5 3
7 1	3 1	5 0	5 2	7 1	3 1	5 0	5 4

7 2	3 2	5 0	5 2	7 2	3 2	5 0	5 4
7 3	3 3	5 1	5 3	7 3	3 3	5 1	5 5
7 4	3 4	5 1	5 4	7 4	3 4	5 1	5 5
7 5	3 5	5 2	5 5	7 5	3 5	5 2	5 6
7 6	3 6	5 2	5 6	7 6	3 6	5 2	5 6
7 7	3 7	5 3	5 7	7 7	3 7	5 3	5 7
7 8	3 8	5 4	5 8	7 8	3 8	5 4	5 8
7 9	3 9	5 5	5 9	7 9	3 9	5 5	5 9
8 0	4 0	5 6	6 0	8 0	4 0	5 6	6 0
8 1	4 1	5 7	6 1	8 1	4 1	5 7	6 1
8 2	4 2	5 7	6 2	8 2	4 2	5 8	6 2
8 3	4 3	5 8	6 3	8 3	4 3	5 9	6 3
8 4	4 4	5 8	6 4	8 4	4 4	6 0	6 4
8 5	4 5	5 9	6 5	8 5	4 5	6 1	6 5
8 6	4 6	5 9	6 6	8 6	4 6	6 1	6 6
8 7	4 7	6 0	6 7	8 7	4 7	6 2	6 7
8 8	4 8	6 0	6 8	8 8	4 8	6 2	6 8
8 9	4 9	6 1	6 9	8 9	4 9	6 3	6 9
9 0	5 0	6 2	6 9	9 0	5 0	6 3	7 0
9 1	5 1	6 3	7 0	9 1	5 1	6 4	7 1
9 2	5 2	6 4	7 0	9 2	5 2	6 4	7 2
9 3	5 3	6 5	7 1	9 3	5 3	6 5	7 3
9 4	5 4	6 6	7 1	9 4	5 4	6 6	7 4
9 5	5 5	6 7	7 2	9 5	5 5	6 7	7 5
9 6	5 6	6 8	7 2	9 6	5 6	6 8	7 6
9 7	5 7	6 9	7 3	9 7	5 7	6 9	7 7
9 8	5 8	6 9	7 4	9 8	5 8	7 0	7 7
9 9	5 9	7 0	7 5	9 9	5 9	7 1	7 8
1 0 0	6 0	7 0	7 6	1 0 0	6 0	7 2	7 8
1 0 1	6 1	7 1	7 7	1 0 1	6 1	7 3	7 9
1 0 2	6 1	7 1	7 8	1 0 2	6 1	7 3	7 9
1 0 3	6 2	7 2	7 9	1 0 3	6 2	7 4	8 0
1 0 4	6 2	7 2	8 0	1 0 4	6 2	7 4	8 0
1 0 5	6 3	7 3	8 1	1 0 5	6 3	7 5	8 1
1 0 6	6 3	7 4	8 2	1 0 6	6 3	7 5	8 2
1 0 7	6 4	7 5	8 3	1 0 7	6 4	7 6	8 3
1 0 8	6 4	7 6	8 4	1 0 8	6 4	7 6	8 4
1 0 9	6 5	7 7	8 5	1 0 9	6 5	7 7	8 5
1 1 0	6 5	7 8	8 5	1 1 0	6 5	7 8	8 6
1 1 1	6 6	7 9	8 6	1 1 1	6 6	7 9	8 7
1 1 2	6 6	8 0	8 6	1 1 2	6 6	8 0	8 8

1 1 3	6 7	8 1	8 7	1 1 3	6 7	8 1	8 9
1 1 4	6 7	8 2		1 1 4	6 7	8 2	
1 1 5	6 8	8 3		1 1 5	6 8	8 3	
1 1 6	6 8	8 4		1 1 6	6 8	8 4	
1 1 7	6 9	8 5		1 1 7	6 9	8 5	
1 1 8	6 9	8 6		1 1 8	6 9	8 6	
1 1 9	7 0	8 7		1 1 9	7 0	8 7	
1 2 0	7 0	8 8		1 2 0	7 0	8 8	
1 2 1	7 1	8 9		1 2 1	7 1	8 9	
1 2 2	7 1	8 9		1 2 2	7 1	8 9	
1 2 3	7 2	9 0		1 2 3	7 2	9 0	
1 2 4	7 2	9 0		1 2 4	7 2	9 0	
1 2 5	7 3	9 1		1 2 5	7 3	9 1	
1 2 6	7 3	9 1		1 2 6	7 3	9 1	
1 2 7	7 4	9 2		1 2 7	7 4	9 2	
1 2 8	7 4	9 2		1 2 8	7 4	9 2	
1 2 9	7 5	9 3		1 2 9	7 5	9 3	
1 3 0	7 5			1 3 0	7 5		
1 3 1	7 6			1 3 1	7 6		
1 3 2	7 6			1 3 2	7 6		
1 3 3	7 7			1 3 3	7 7		
1 3 4	7 7			1 3 4	7 7		
1 3 5	7 8			1 3 5	7 8		
1 3 6	7 8			1 3 6	7 8		
1 3 7	7 9			1 3 7	7 9		
1 3 8	7 9			1 3 8	7 9		
1 3 9	8 0			1 3 9	8 0		
1 4 0	8 0			1 4 0	8 0		
1 4 1	8 1			1 4 1	8 1		
1 4 2	8 1			1 4 2	8 1		
1 4 3	8 2			1 4 3	8 2		
1 4 4	8 2			1 4 4	8 2		
1 4 5	8 3			1 4 5	8 3		
1 4 6	8 3			1 4 6	8 3		
1 4 7	8 4			1 4 7	8 4		
1 4 8	8 4			1 4 8	8 4		
1 4 9	8 5			1 4 9	8 5		
1 5 0	8 5			1 5 0	8 5		
1 5 1	8 6			1 5 1	8 6		
1 5 2	8 6			1 5 2	8 6		
1 5 3	8 7			1 5 3	8 7		

1 5 4	8 7			1 5 4	8 7		
1 5 5	8 8			1 5 5	8 8		
1 5 6	8 8			1 5 6	8 8		
1 5 7	8 9			1 5 7	8 9		
1 5 8	9 0			1 5 8	9 0		
1 5 9	9 1			1 5 9	9 1		
1 6 0	9 2			1 6 0	9 2		
1 6 1	9 3			1 6 1	9 3		
1 6 2	9 3			1 6 2	9 3		
1 6 3	9 4			1 6 3	9 4		
1 6 4	9 4			1 6 4	9 4		
1 6 5	9 5			1 6 5	9 5		
1 6 6	9 5			1 6 6	9 5		
1 6 7	9 6			1 6 7	9 6		
1 6 8	9 6			1 6 8	9 6		
1 6 9	9 7			1 6 9	9 7		

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

議案第 67 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の100</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の120</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の47.5</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の57.5</u>）</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の90</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の110</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の42.5</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の52.5</u>）</p> <p>2・3 〔略〕</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。

議案第 68 号

平成 30 年度における主要な教育課題について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

平成 29 年度の実績を踏まえ、平成 30 年度における各幼稚園・小中学校の教育方針、教育課程の編成及び具体的な教育活動に反映させるため、特に重点的に取り組むべき課題を決定する必要がある。

平成 30 年度における主要な教育課題

墨田区教育委員会では、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた幼児・児童・生徒を育成するために、以下を主要な教育課題と捉え、各学校(園)の取組を推進する。

1 確かな学力の定着と向上

(1) 授業改善の推進・授業力の向上

- ・ 墨田区学習状況調査結果の分析による課題等を踏まえた授業改善を行い、全ての児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせること。
- ・ 「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことを通して、学びに向かう力や思考力、判断力、表現力等を育てること。
- ・ 習熟度に合わせた指導を充実させ、学習状況に応じた発展的学習を行うとともに、反復学習を行い学習内容の定着を図ること。
- ・ ICT 機器を効果的に活用し、「わかる」、「できる」授業を展開すること。
- ・ 放課後や長期休業中の補習等を充実させるとともに、家庭学習の習慣化を図ること。

(2) 幼保小中一貫教育の推進

- ・ 幼稚園・こども園・保育所から中学校卒業までを見通した指導や幼児・児童・生徒同士及び教員同士の交流・連携を行うこと。
- ・ 各ブロックの教育課題を踏まえた目標を設定し、その実現を目指すこと。
- ・ 就学前から義務教育への丁寧な引継等、円滑な接続を行い、一貫した指導の推進を図ること。

(3) 英語力向上を図る取組の推進

- ・ 英語教育の一層の充実を図り、英語によるコミュニケーション能力の素地を身に付けさせること。

(4) 国際理解教育の推進

- ・ 中学生の海外派遣を実施し、現地の生徒との交流やホームステイ等を通して、将来国際社会で活躍することのできる人材を育成すること。また、帰国後の報告会等で成果を広めること。
- ・ オリンピック・パラリンピック教育や各教科等の学習を通して、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、国際理解を深めること。

2 豊かな心と体力の向上に向けた取組の推進

(1) 人権教育・道徳教育の推進

- ・ 学校(園)の全教育活動を通して行う人権教育を充実させ、幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高める取組を推進すること。
- ・ 人権課題の正しい理解と認識を深める指導を行うとともに、互いの人権を尊重する意識・意欲・態度を育成し、あらゆる偏見と差別の解消を図る指導を徹底すること。
- ・ 「考え、議論する」道徳を重視し、物事を多面的・多角的に考えることで、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること。また、家庭や地域と連携した道徳教育の一層の充実を図ること。

(2) いじめ・不登校への対策強化

- ・ 「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- ・ 日頃からいじめをしない、させない、許さないとの意識を高めるとともに、家庭・地域との連携を図ること。いじめ防止の取組を推進すること。
- ・ 「心の居場所づくり」、「絆づくり」を踏まえた学級経営を行い、不登校の未然防止に努めること。
- ・ 不登校及び不登校傾向の児童・生徒への支援や配慮等について、校内はもとより幼保小中で情報を共有し組織的に対応するとともに、SCやSSW、適応指導教室等を積極的に活用し、未然防止・早期学校復帰を図ること。

(3) 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体力調査結果の分析を踏まえた「体力向上プラン」を策定し、「一校(園)一取組」運動を充実させること。
- ・ 授業・行事等における運動量を確保し、体力向上の取組を継続的に行うこと。

(4) 個別の課題に応じた適切な指導の推進

- ・ 「障害者差別解消法」に基づき、合理的配慮に努めること。
- ・ 通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、特別支援教育について、保護者の理解を一層深めること。
- ・ 副次的に学籍を置く児童・生徒との直接及び間接的な交流を実施し、相互に助け合う気持ちや思いやり等、

豊かな心の育成を図ること。

- ・ 外国につながるの児童・生徒の文化的背景・生活習慣を踏まえた指導を行うこと。また、生活や学習における日本語の習得が十分でない児童・生徒には、「日本語通級指導教室」や「すみだ国際学習センター(中学校)」と連携し、日本語指導等の充実を図ること。

3 地域と連携した取組の推進

(1) 地域の人材等を活用した教育の推進

- ・ 地域の特色を生かし、地域人材や施設、企業等を活用した体験的な授業や学校(園)行事等を充実することで、地域を愛する心を育成し、将来への夢や希望をもち、望ましい勤労観・職業観をもてるようにすること。

(2) 安全・防災教育の推進

- ・ 「危険を予測し回避する能力」や「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を発達の段階に応じて身に付けられるようにすること。
- ・ 東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育を推進し、様々な想定の実施訓練を実施する等、災害対応能力を高めるとともに、学校の危機管理能力を高めること。

(3) 区立図書館と連携した教育活動の推進

- ・ 学校図書館の一層の活用を図り、区立図書館と連携し、読書活動を推進することで読書に親しむ児童・生徒を育て、基礎となる言語能力を育成すること。

4 文化・スポーツ活動の取組の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・ オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等を学習し、運動への興味・関心を高めること。
- ・ 日常的な実践での健康増進に向けた取組の充実や、地域と連携した運動・スポーツの魅力を生かす特色ある取組を通し、オリンピック・パラリンピック教育を計画的に推進すること。

(2) 郷土文化に関する教育の充実

- ・ 北斎と北斎に関連した事柄を題材にした授業を実施し、北斎の作品や生き方を学ぶこと。また、地域や地域に関わる人物の授業を通して、郷土愛を深めること。
- ・ 東京大空襲の教訓を踏まえ、すみだ郷土文化資料館を活用した授業や空襲体験者から話を聞く学習等を通して平和に対する意識を高め、平和教育の充実を図ること。

5 学校マネジメントの強化

(1) 学校経営の充実

- ・ 校(園)長は、様々な機会で見守り・地域に対し経営方針・経営計画を周知するとともに、学校(園)と保護者・地域との目標・ビジョンを共有した協働活動を推進すること。
- ・ 学校(園)は、外部アンケートを踏まえた自己評価及び中間評価を実施し、教育活動の改善を図ること。
- ・ 学校運営連絡協議会において学校(園)経営に関する意見交換を行い、関係者評価を実施して、さらなる学校(園)経営の改善・充実を図ること。

(2) 教員の組織的・計画的な人材育成等

- ・ 組織的なOJT体制を確立し、職層ごとの役割を明確にした教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)内研究や校(園)内外の研修会に意欲的に参加し、自らの指導力を向上させようとする教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、管理職と教職員や教職員同士のコミュニケーションを円滑に図り、良好な職場環境を醸成してメンタルヘルス対策を徹底すること。
- ・ 服務事故防止に係る年間計画に基づき、計画的に研修を行い実践に結び付けるとともに、日常的にコンプライアンスを徹底すること。

(3) 体罰や暴力的な指導・不適切な指導の根絶

- ・ 外部指導員等を含めた全教職員が「体罰防止セルフチェック」を実施して自己の指導を見直すとともに、研修等で、体罰や関連行為(暴言等)は人権侵害であるとの認識を徹底すること。

(4) 教員の人権感覚や危機管理意識の向上

- ・ 人権教育プログラム・安全教育プログラムを活用した教育計画の見直しや研修会の計画的な実施等を通して、教員の人権感覚や危機管理意識の高揚を図ること。
- ・ 貧困や虐待等の問題について、組織的に対応するとともに関係機関との連携を早期に進めること。

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

- (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員の育児休業等に関する条例を次のとおり改正する。

1 再任用短時間勤務職員に係る育児休業の期間の特例の拡充

対象要件（ ）を満たす再任用短時間勤務職員が、次のいずれにも該当する場合にあっては、子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業を取得することができる。

- (1) 当該子の1歳6か月に達する日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 再任用短時間勤務職員又は配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日時点で当該子に係る育児休業をしている場合
- (3) 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として、保育所等における保育の実施を希望しているが当面その実施が行われない場合又は常態的に子を養育していた職員の配偶者が死亡等した場合

（ ）対象要件

- ア 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である。
- イ その養育する子が2歳に達する日までの間にその任期が満了し、かつ当該任期が更新されないこと及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない。
- ウ 週の勤務日数が3日以上（又は年の勤務日数が121日以上）である。

2 育児休業の再度の延長等に係る特別の事情の明確化（第3条、第4条、第8条）

「保育所等での保育の実施を希望しているが、当面その実施が行われない場合」について、育児休業の再度の承認、再度の延長及び育児短時間勤務終了後1年以内の再度の承認に係る要件である「育児休業（育児短時間勤務）の終了時（育児休業の期間の延長の請求時）に予測することが出来なかった事実」に該当することを明確化する。

3 施行期日

公布の日



29 墨総法条第16号
平成29年11月17日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成29年第4回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、再任用短時間勤務職員の育児休業に関し、子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができる場合として条例で定める場合を規定する等の必要がある。
- 3 施行期日
公布の日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第64号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「（とい
う。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」
を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第3号ア中「当該
非常勤職員」を「当該非常勤職員」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に
達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日
（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の
末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該
任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっ
ては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の
初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当する
ときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休
業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日にお
いて地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として墨田区規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第8条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、再任用短時間勤務職員の育児休業に関し、子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができる場合として条例で定める場合を規定する等の必要がある。

29 墨教庶第 1118 号
平成 29 年 11 月 17 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成 29 年 11 月 17 日付け 29 墨総法条第 16 号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のとおり、給料月額の上上げを行う。

・ 勧告の内訳

給与の改定額・・・平均526円（0.13%）

〔	給料	438円
	はね返り（ ）	88円

給料月額を算出基礎とする手当の変動額

2 諸手当の改定

勤勉手当の上上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	平成29年度(案)	平成30年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.900 (年間:1.80)	1.000(+0.10) (年間:1.90)	0.950(+0.050) (年間:1.90)
	管 理 職 員	1.100 (年間:2.20)	1.200(+0.10) (年間:2.30)	1.150(+0.050) (年間:2.30)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.425 (年間:0.85)	0.475(+0.05) (年間:0.90)	0.450(+0.025) (年間:0.90)
	管 理 職 員	0.525 (年間:1.05)	0.575(+0.05) (年間:1.10)	0.550(+0.025) (年間:1.10)

平成29年度分の上上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

・再任用職員以外の職員	4.40月	4.50月(+0.1月)
・再任用職員	2.30月	2.35月(+0.05月)

3 施行期日等

(1) 給料表の改定及び本年12月分の勤勉手当の上上げ 公布の日

給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

(2) 平成30年度の勤勉手当の改定 平成30年4月1日

29 墨総法条第21号

平成29年11月22日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成29年第4回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給料表及び勤勉手当の支給月数を改定する必要がある。

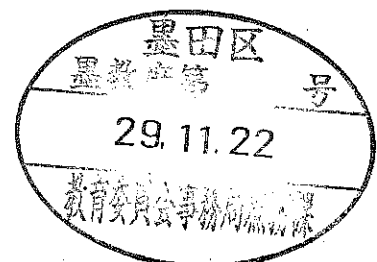
3 施行期日等

(1) 給料表の改定及び本年1・2月分の勤勉手当の引上げ 公布の日

(2) 平成30年度の勤勉手当の改定 平成30年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年11月 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の110」を「100分の120」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	169,300	260,700	307,600	345,600
	2	171,400	262,800	309,900	348,200
	3	173,500	264,900	312,200	350,800
	4	175,600	267,000	314,500	353,400
	5	177,700	269,400	316,800	356,000
	6	179,800	271,800	319,000	358,600
	7	181,900	273,900	321,400	361,100
	8	183,900	276,100	323,600	363,600
	9	186,200	278,300	325,900	366,000
	10	188,300	280,500	328,200	368,400
	11	190,500	282,700	330,500	370,800
	12	192,700	284,900	332,700	373,200
	13	194,800	287,100	334,900	375,600
	14	196,600	289,200	337,200	377,900
	15	198,500	291,400	339,500	380,100
	16	200,400	293,700	342,000	382,300
	17	202,200	295,900	344,400	384,500
	18	204,100	298,200	346,800	386,500
	19	206,000	300,500	349,300	388,500
	20	208,000	302,800	351,800	390,500
	21	209,900	305,100	354,300	392,400
	22	211,800	307,300	356,600	394,300
	23	213,700	309,700	358,900	396,100
	24	215,600	311,900	361,200	397,700
	25	217,500	314,200	363,400	399,500
	26	219,300	316,400	365,600	401,200
	27	221,200	318,600	367,800	402,700
	28	223,100	320,800	369,900	404,300
	29	225,000	322,900	372,000	405,900
	30	227,200	325,100	374,000	407,300
	31	229,300	327,200	375,900	408,700
	32	231,400	329,200	377,800	410,100
	33	233,600	331,400	379,600	411,500
	34	235,600	333,400	381,400	412,700
	35	237,700	335,500	383,100	413,900
	36	239,800	337,500	384,600	415,100

	37	241,900	339,400	386,000	416,300
	38	244,000	341,200	387,300	417,300
	39	246,100	343,000	388,600	418,300
	40	248,300	344,800	389,900	419,300
	41	250,500	346,600	391,100	420,300
	42	252,600	348,300	392,300	421,200
	43	254,800	350,000	393,500	422,100
	44	256,900	351,600	394,600	422,900
	45	259,100	353,200	395,400	423,700
	46	261,200	354,700	396,300	424,400
	47	263,100	356,200	397,300	425,100
	48	265,300	357,700	398,300	425,800
	49	267,400	359,200	399,200	426,500
	50	269,600	360,600	400,000	427,200
	51	271,900	361,900	400,800	427,800
	52	274,000	363,300	401,600	428,300
	53	276,200	364,700	402,400	428,800
	54	278,300	366,000	403,200	429,400
	55	280,500	367,200	404,000	430,000
	56	282,700	368,400	404,700	430,600
	57	284,800	369,600	405,400	431,200
	58	286,900	370,700	406,100	431,800
	59	288,900	371,800	406,800	432,400
	60	291,000	372,900	407,500	433,000
	61	293,100	374,000	408,200	433,600
	62	295,100	375,100	408,800	434,100
	63	297,200	376,100	409,400	434,600
	64	299,300	377,000	410,000	435,200
	65	301,300	378,000	410,600	435,600
	66	303,300	378,900	411,100	436,100
	67	305,400	379,800	411,700	436,600
	68	307,400	380,700	412,300	437,100
	69	309,500	381,500	412,900	437,600
	70	311,400	382,300	413,500	438,100
	71	313,400	383,100	414,100	438,600
	72	315,400	384,000	414,700	439,100
	73	317,300	384,800	415,300	439,500
	74	319,300	385,500	415,900	440,000
再任用職員	75	321,400	386,200	416,400	440,500
以外の職員	76	323,300	386,900	417,000	441,000
	77	325,300	387,500	417,500	441,400
	78	327,200	388,100	418,000	441,900

79	328,900	388,600	418,500	442,400
80	330,700	389,200	419,000	442,900
81	332,400	389,800	419,500	443,400
82	334,000	390,400	420,000	443,900
83	335,700	391,000	420,500	444,400
84	337,300	391,600	421,000	444,800
85	338,700	392,200	421,400	445,300
86	340,200	392,800	421,800	445,700
87	341,700	393,400	422,300	446,100
88	343,100	394,000	422,800	446,500
89	344,400	394,500	423,300	446,900
90	345,700	395,000	423,800	447,300
91	347,000	395,600	424,300	447,700
92	348,200	396,200	424,800	448,100
93	349,300	396,700	425,200	448,500
94	350,400	397,200	425,600	448,900
95	351,500	397,700	426,000	449,300
96	352,500	398,200	426,400	449,700
97	353,500	398,700	426,800	450,100
98	354,400	399,100	427,100	450,400
99	355,200	399,600	427,500	450,800
100	356,000	400,100	427,900	451,200
101	356,700	400,600	428,300	451,600
102	357,400	401,100	428,700	
103	358,100	401,600	429,100	
104	358,600	402,100	429,500	
105	359,200	402,600	429,900	
106	359,800	403,100	430,300	
107	360,300	403,600	430,700	
108	360,900	404,100	431,100	
109	361,600	404,500	431,400	
110	362,100	405,000	431,800	
111	362,600	405,500	432,200	
112	363,100	406,000	432,600	
113	363,600	406,500	432,900	
114	364,100	406,900		
115	364,600	407,300		
116	365,100	407,700		
117	365,600	408,100		
118	366,000	408,500		
119	366,500	408,900		
120	367,000	409,300		

121	367,500	409,700		
122	368,000	410,000		
123	368,500	410,400		
124	369,000	410,800		
125	369,400	411,200		
126	369,800	411,600		
127	370,200	412,000		
128	370,600	412,400		
129	371,000	412,700		
130	371,300			
131	371,700			
132	372,100			
133	372,500			
134	372,900			
135	373,300			
136	373,700			
137	374,100			
138	374,500			
139	374,900			
140	375,300			
141	375,700			
142	376,100			
143	376,500			
144	376,800			
145	377,200			
146	377,600			
147	378,000			
148	378,400			
149	378,800			
150	379,200			
151	379,600			
152	380,000			
153	380,300			
154	380,700			
155	381,100			
156	381,500			
157	381,900			
158	382,300			
159	382,700			
160	383,100			
161	383,500			
162	383,900			

	163	384,300			
	164	384,700			
	165	385,000			
	166	385,400			
	167	385,700			
	168	386,100			
	169	386,500			
再任用職員		230,800	269,800	293,000	332,000

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成30年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、

新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給料表及び勤勉手当の支給月数を改定する必要がある。

29 墨教庶第 1141 号
平成 29 年 11 月 22 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成 29 年 11 月 22 日付け 29 墨総法条第 21 号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

各部(室・担当・次・局)長
会計管理者 } 様

選挙管理委員会事務局
局長 小久保 明
(公印省略)

墨田区選挙管理委員会委員長及び同職務代理の就退任について(通知)

このことについて、下記のとおり就退任がありましたので通知いたします。

記

新旧別	職名	氏名	就退任年月日
新	委員長	きたむらけんいちろう 北村研一郎	平成29年12月2日 就任
	委員 (委員長職務代理)	でわくにお夫 出羽邦夫	平成29年12月2日 就任
旧	委員長	まつのひろこ 松野弘子	平成29年12月1日 退任
	委員 (委員長職務代理)	きたむらけんいちろう 北村研一郎	平成29年12月1日 退任

これに伴い、本区選挙管理委員会の構成は次のとおりです。

職名	氏名	所属政党等	住所
委員長	きたむらけんいちろう 北村研一郎	無所属	墨田区東向島一丁目1番23号
委員 (委員長職務代理)	でわくにお夫 出羽邦夫	自由民主党	墨田区八広四丁目34番6号
委員	まつもとりのりよし 松本紀良	公明党	墨田区押上三丁目31番11号
委員	まつのひろこ 松野弘子	無所属	墨田区墨田三丁目30番7号

本通知は、各部庶務担当課あてに送付しております。

インフルエンザの発生状況（平成 29-30 年シーズン）

1 概況

東京都内では、平成 29 年 9 月 6 日に今シーズン最初のインフルエンザ様疾患による学級閉鎖が実施された。その後、東京都は 11 月 30 日にインフルエンザの流行期となる基準値を上回ったため「都内でインフルエンザの流行期開始」を発表した。（昨年（平成 28 年）11 月 24 日に流行期開始を発表）

インフルエンザの流行期基準値とは、感染症発生動向調査における定点医療機関あたりの報告数が 1.0 を上回った場合に流行期となり発表される。

2 都の検査情報（健康安全研究センター発行：インフルエンザ情報第 4 号より）

感染症発生動向調査による定点医療機関から今シーズンこれまでに搬入された検体からは、インフルエンザ A 型は 11 件（AH1pdm09 が 5 件、AH3 亜型が 6 件）、インフルエンザ B 型は 3 件検出されています。

AH1pdm09：2009 年に新型インフルエンザと呼ばれて流行したウイルス

AH3 亜型：A 香港型

3 墨田区の状況

（1）学級閉鎖等の発生

本区における今シーズンの学級閉鎖等の初発は、平成 29 年 11 月 29 日～30 日に両国小学校（3 年 1 組）で学級閉鎖を実施した。昨シーズンは平成 28 年 12 月 5 日～7 日に第二寺島小学校（くすのき学級）学級閉鎖実施が初発であった。

（2）墨田区における昨シーズン（平成 28-29 シーズン）の発生状況

対応状況		小学校	中学校
学校閉鎖	学校数	1 校	0 校
	学年数	6 学年	1 学年
学級閉鎖	学校数	2 2 校	2 校
	学級数	8 1 クラス	2 クラス
時間短縮	学校数	4 校	3 校
	学級数	1 5 クラス	1 6 クラス

学校閉鎖：第四吾嬬小学校（平成 29 年 2 月 28 日～3 月 2 日）

4 その他

今後のインフルエンザ流行による学級閉鎖等の状況につきましては、委員の皆様には昨年同様メールにて裏面の内容を送付いたします。

